

○ 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号)

改正案	現行
<p>(銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社(同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。)による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。</p>	<p>(銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。)として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。</p>